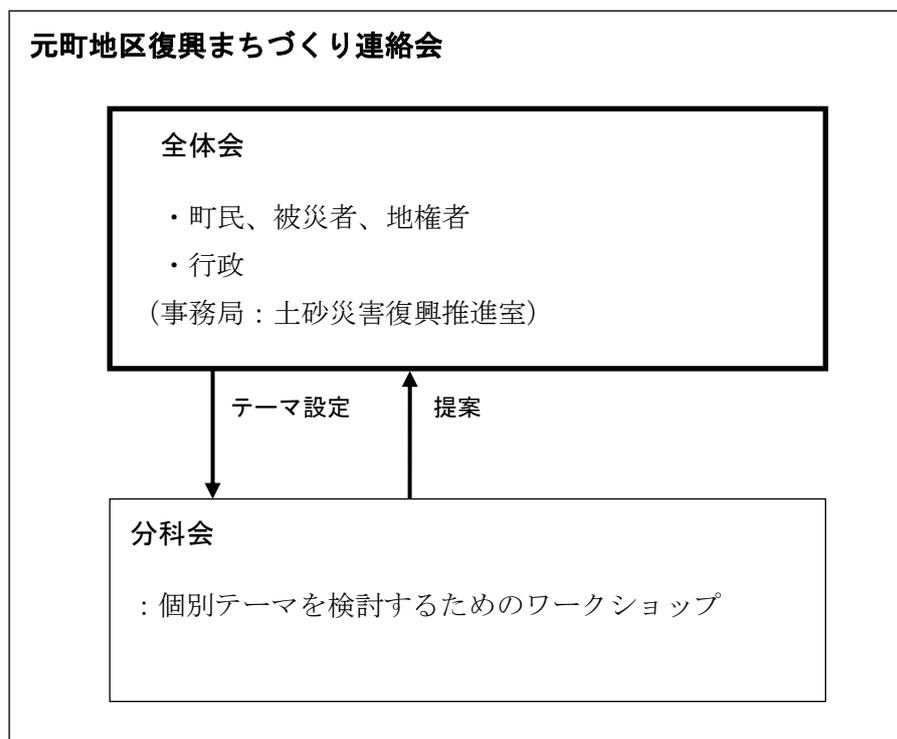


元町地区復興まちづくり連絡会について

- ・大島町復興計画（平成 26 年 9 月 30 日策定）に位置づけられた、元町地区の復興まちづくりを推進するために設置した組織です。
- ・元町地区の復興まちづくりに係る複数の事業について、それぞれの進捗状況などを町民や被災者、地権者の皆様にご報告し、情報共有を行うために開催します。
- ・元町の復興まちづくりに関心のある方は、どなたでも参加できます。
- ・復興まちづくりを進める上で個別に検討が必要なテーマがあるときは、別途、分科会（ワークショップなど）を開催して検討を行います。
- ・元町地区復興まちづくり連絡会の事務局は、大島町土砂災害復興推進室が担当します。

○ 元町地区の復興まちづくりの推進について



元町地区復興まちづくり連絡会設置要綱

(設置)

- 第1条 平成25年台風26号大島町土砂災害からの復興に向け、元町地区の復興まちづくりを推進するため、元町地区復興まちづくり連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 2 連絡会では、主に復興まちづくりに係る事業についての進捗状況等の報告及び意見交換を行い、よりよいまちづくりを目指す。

(組織)

- 第2条 連絡会は、委嘱委員は置かず、被災者そして町民及び復興まちづくり事業に係る地権者等関係者が自由に参加できることとする。

(会議)

- 第3条 連絡会は、大島町が事業の進捗状況に合わせて、必要に応じて開催する。
- 2 大島町は、必要に応じて復興まちづくりに関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第4条 連絡会の庶務は、土砂災害復興推進室において処理する。

(その他)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成27年2月2日から施行する。